

諏訪湖ジュニアアイスホッケークラブやまびこバスターズ会則運用上のルールについて

(ルールの目的)

諏訪湖ジュニアアイスホッケークラブやまびこバスターズ会則（以下、会則という。）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

○ビジター料金について（会則 第16条関連）

- ・各カテゴリー単独枠にかぎり、そのカテゴリーより一学年上または下の学年の選手は、両カテゴリーの監督の許可を得て練習に参加することができる。その際、ビジター料金は徴収しない。
- ・ゴーリーについては、学年に関係なく、他カテゴリーの監督、コーチに依頼された場合はその練習に参加できる。その際、ビジター料金は徴収しない。
- ・他チームの選手で、自身の練習目的でバスターズの練習に参加する場合は、参加するカテゴリーにかかわらず、ビジター料金を徴収する。
- ・他チームの選手で、指導者の補助としてバスターズの練習に参加する場合は、ビジター料金は徴収しない。

○監督、コーチの交通費及び宿泊代について（会則 第18条（3）及び附則4関連）

- ・監督、コーチの交通費は、キロ単価20円とする。
- ・監督、コーチの交通費は、担当カテゴリーに自身の子が所属している監督、コーチには支給しない。ただし当該選手が参加しない試合等に監督、コーチが参加する場合は支給する。
- ・監督の宿泊代は全額支給する。
- ・コーチの宿泊代は、1人分の宿泊代を参加コーチ人数で割った金額を、それぞれ支給する。ただし、自身の子が参加している場合は、支給しない。

○レフェリー代について（会則には規定なし）

- ・練習試合や交流戦等でレフェリーを監督、コーチに依頼する場合、担当するカテゴリーに関係なく、全て1試合につき1,500円を支払うものとする。
- ・レフェリー、ラインズマンは一律で1試合1,500円を支払うものとする。
- ・主催する交流戦・大会でレフェリー出不足金を徴収する場合には、レフェリー予算に余剰が生じないように、レフェリー代を調整して支払う。